

様式第10号(2) (様式第9号(3)) 【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人)

整理番号	氏名又は名称	年齢	農作業従事日数		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況			
(A)	(B)	(C)	(D)			(E)	(F)	
			世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)	雇用労働力 (年間延べ労働日数)			種類
農地	農地		男	人	農業専従者 (人)	人日		
採草放牧地					主として農業に従事する者 (人)			
その他	採草放牧地		女	人	農業補助者 従として農業に従事する者 (人)			
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)						地域との農業における他の農業者との役割分担の状況 (H)		

(記載注意)

- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
- (B)欄は、賃借権農設定等を受ける者の経営面積(自己所有地、利用権の設定等の現に耕作している面積)を記載する。
- (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「野菜」、「果樹」、「施設園芸」、「酪農」、「肉用牛」、「養豚」、「養鶏」等と記載する。
- (D)欄の「世帯員」欄には、世帯員のうち農業に従事している者の人数を記入する。「農業従事者」欄には、前述の世帯員の内訳を農業専従者、農業補助者に分けて記入し、カッコ内にはそのうち15歳以上65歳未満の者の人数を記入する。なお、「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。
- (D)欄の「雇用労働力」欄には雇用している労働者の人数に労働日数を掛けた値(人日)を記入する。
例)年間労働日数が150日の者を2人雇用している場合：150日×2人＝300人日
- (E)欄は、賃借権の設定等を受ける者が飼育している主な家畜について、その種類と頭数を記入する。
- (F)欄は、賃借権の設定等を受ける者が所有している主な農機具について、その種類と数量を記入する。